

評価基準

業務委託名：令和8年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業

1 特定方法

令和8年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業提案内容評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、採択する企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

- (1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。
- (2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。
下表の評価項目ごとに5段階（A～E）にて評価する。評価項目ごとの採点は20点満点、15点満点、10点満点又は5点満点とし、別紙「評価項目・評価基準と配点表」により行う。

3 企画提案書の特定

- (1) 評価委員会各委員の採点の合計点を合計し、委員数で除したものを評価点とする。
- (2) 評価委員会を欠席した委員がいる場合は、当該委員を含めずに評価点を算定する。
- (3) 評価点60点以上を提案特定の基準とする。
- (4) 応募者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。
- (5) (3)、(4)にかかわらず、評価項目の①、③から⑨までのうち1人でも「E：不十分」がある場合は、評価委員会全員で協議して、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は、特定を見送るか等を検討する。
- (6) 評価点が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目2の合計評価点が高い者を上位とする。
 - イ 上記アが同点の場合は、評価項目⑤が高い者を上位とする。
 - ウ 上記アとイとも同点の場合は、評価委員会の協議により上位者を決定する。

別紙「評価項目・評価基準と配点表」

評価項目		評価基準	配点	評価				
				A	B	C	D	E
				特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
1. 基本事項 (15点)	-	①目的、内容の妥当性	10	10	8	6	4	2
	-	②実績	5	5	4	3	2	1
2. 提案内容 (80点)	共通 (10点)	③業務遂行体制の妥当性	5	5	4	3	2	1
		④スケジュールの妥当性	5	5	4	3	2	1
	オンライン キッチン (30点)	⑤イベントの提案	20	20	16	12	8	4
		⑥広告配信等提案	10	10	8	6	4	2
	その他の 事業 (20点)	⑦イベントの提案	20	20	16	12	8	4
	全体 (20点)	⑧事業目的達成	10	10	8	6	4	2
		⑨提案内容の独自性	10	10	8	6	4	2
	3. 社会貢献活動等認証事業者からの物品等優先調達(5点) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点 (対象となる認証等) (1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定(経済産業省) (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰(※) ※浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。 ・Star Prize制度マイスター認定事業所 ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所(3つの賞以外の受賞実績は対象外)			5	5	-	3	-